東温市内における地域クラブ設立・運営業務　委託仕様書（案）

１　委託業務名

東温市内における地域クラブ設立・運営業務

２　業務の目的

スポーツ庁及び文化庁が令和４年１２月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、少子化が進む中、学校部活動の維持が困難となる前に、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、新たに地域クラブを整備する必要があるとされている。

本市においては、令和８年度中から中学校の休日の部活動を実施しないこととするよう検討を進めており、既存学校部活動の種目を超えた新たな中学生世代の活動の場となる地域クラブの設立や運営を市民協働で実施することとする。

本業務は、地域クラブの設立や運営を委託することで、将来的な地域クラブの自主運営に向けた基盤となる環境整備を図るものである。

３　業務の対象とする活動種目

|  |  |
| --- | --- |
| 主な活動場所 | 種目 |
|  |  |

４　契約期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

５　業務の内容

受託者は、本業務に必要となる以下の業務を実施する。

ア　活動場所の確保

　　　受託者は、上記３の活動が実施できる市内施設等を確保すること。使用料が発生する場合は、本業務に含めるものとするが、将来的な自主運営に向けた経費を見込むこと。

イ　指導者の確保及び配置

１つの種目に対して、指導者を１名以上確保し、活動実施の都度指導者を配置すること。なお、指導者は複数人でローテーションを組んでも差し支えない。

ウ　活動に要する備品等の整備

　　　受託者は、地域クラブ参加者が上記３の活動を実施するための備品等を整備すること。ただし、社会通念上参加者が負担すべきスポーツウェア、シューズ等の購入については委託事業対象外経費とする。

エ　指導者に対する研修

受託者は、指導者に対して普通救急法などの安全管理やハラスメント防止等、必要な研修を受講させること。

オ　地域クラブへの参加者の募集及び申込受付

地域クラブの参加者の募集を行うこと。また、参加者の申込受付を行うこと。募集のための体験会等を開催する場合は本業務内に含めること。

カ　参加者、保護者等との連絡調整

受託者は、参加者の出欠連絡管理を行うほか、参加者・保護者からの問い合わせに対応すること。また、活動中のトラブル（怪我や事故、参加者同士のトラブル等）については、済やかに必要な措置を行い、後日、発注者に発生状況及び措置結果を報告すること

キ　指導者の業務

練習指導、大会への引率等、活動中に起きたトラブル（怪我や事故、参加者同士のトラブル等）への対応

ク　保険の加入

参加者及び指導者をスポーツ保険へ加入させること。

ケ　周知・啓発のための広報活動

地域クラブの理解促進のため、地域クラブのリーフレット、ホームページ又はSNSの作成、説明会や体験会の開催など、効果的な広報活動を行うこと。

　　　コ　参加者費用の徴収

　　　　　　受託者は将来的な地域クラブの自主運営に向けて、適切な価格の参加費用（保険料含む。）を参加者から徴収すること。本業務終了後に参加費用を増額する場合は、事前に参加者に対し理解を求めておくこと。なお、体験会等開催時の参加費用についてはこの限りではない。

サ　その他

上記アからコのほか、地域クラブの運営に必要な業務を行うこと。例えば、新規入団生の獲得が期待できる説明会の開催など各中学校の要望があった場合は本業務内で実施すること。

６　地域クラブの実施要件

（１）活動場所

活動場所は、重信中学校及び川内中学校体育施設をはじめとする市内施設とする。ただし、受託者側からの申し出により、これ以外の施設等を使用する場合には、移動や施設利用に関する費用等について、受託者と保護者で協議し、理解を得た上で実施する。その際、受託者は、移動に関する安全配慮等を徹底すること。

（２）活動日の取扱い

ア　活動の実施期間及び最低活動回数について

本業務における地域クラブの活動期間は、契約締結日から令和８年３月３１日までとする。学校行事等の都合により活動ができない場合は、学校、発注者及び受託者の間で協議して決定するものとする。

イ　１回あたりの活動時間等

１回あたりの活動時間は、スポーツ庁が定める「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年１２月）」の内容を踏まえた設定とすること。また、大会引率時には、参加者指導のほか審判等大会運営をサポートすること。

ウ　指導実施困難が見込まれる場合の対応

活動日決定後にあっても、指導者の体調不良や、活動の安全性が担保できない場合（風水害をはじめとした災害発生時、感染症の流行など）は、受託者の判断で活動を中止することができる。ただし、中止分の活動については別の日に活動を行うよう努めること。

（３）参加対象者

本業務における参加対象者は、重信中学校及び川内中学校に在籍する生徒のうち、地域クラブへの参加を希望する生徒とする。ただし、将来的な自主運営に向けた取り組みの一環として市外から参加者を募ることは差し支えない。この場合においても、継続して重信中学校及び川内中学校に在籍する生徒及び保護者に対して地域クラブへの参加募集を行うこと。

（４）学校との連携

本業務の実施に際する学校や学校部活動の顧問との連絡調整は、受託者が行うものとし、学校の施設、設備、備品等を使用する際のルールについては、活動場所となる学校の要望を踏まえて設定すること。また、参加者にルールを十分周知し、適切に管理すること。

（５）緊急対応

活動中の事故等緊急対応のため、受託者はあらかじめ対応マニュアル及び連絡体制を整備し発注者へ提出すること。また、参加者及び指導者の保険加入や一次対応のための備品整備については受託者が対応すること。

（６）問い合わせ窓口の設置

本業務の契約期間中は、発注者、参加者、保護者及び学校からの問い合わせを受け付ける窓口を設置すること。なお、保護者等から指導中のトラブルについて問い合わせ・相談があった場合には責任をもって対応すること。

（７）信用失墜行為の禁止

本事業を遂行するにあたり、発注者の信用を失墜する行為を行ってはならない。当該行為が発見された場合は、契約を解除する場合がある。

７　関係書類の提出

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。

（１）業務計画書

受託者は、業務計画書を作成し、契約締結後７日以内に発注者に提出して承認を受けなければならない。また、変更が生じる場合は、事前に発注者の承認を得るものとする。

業務計画書には、次に掲げる事項を記載すること。

・業務実施体制 （組織図、実施体制、事務分掌等）

・業務スケジュール（年間）

・その他、業務実施にあたって発注者が必要と認める事項

（２）業務に関する各種報告

受託者は、当月分に関する業務の実施状況等を記載した業務報告書を作成し、翌月１０日（その日が土・日・祝日にあたる場合は、その直前の平日）までに、発注者に提出するものとする。また、年間業務の実施状況等を記載した業務報告書については、年度終了後、速やかに提出すること。

その他の報告については、以下の内容を想定しており、国等からの照会など、その他の必要性が生じた場合は発注者から別途指示するものとする。

ア　参加者、保護者、学校、その他関係者からの苦情等（月計・年計・随時）

イ　調査報告書（５（３）に規定するもの）（作成後遅滞なく提出すること。）

ウ　その他必要と認められる報告等（随時）

（３）業務終了後の報告

ア　業務完了報告書

イ　業務実施に要した経費内訳（収支決算報告等）

ウ　その他発注者が必要とする書類等

（４）その他

上記（１）～（３）のほか、受託者は、発注者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

８　業務の適正な実施に関する事項

（１）再委託等の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。 ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、当該業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

（２）個人情報の取扱

本事業の受託にあたっては、国及び県のガイドラインその他関係法令並びに別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、受託業務に関する情報を第三者に漏らすことのないよう従事職員に徹底するとともに、情報漏えい等防止のための管理を徹底すること。

９　その他

（１）受託者は、委託業務の実施にあたっては、国、県のガイドラインその他関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

（２）本業務の実施にあたっては、発注者と連携を密にし、疑義が生じた場合は発注者、受託者双方が協議の上、これを処理する。

（３）職員の兼務等が発生する場合は、本事業にかかる経費のみを明確に按分して、積算の根拠が分かるよう整理すること。

（４）本業務により得られたデータ及び成果品は、発注者に帰属するものとし、許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

（５）著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

（６）発注者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。

（７）この仕様書に定めのない事項又は解釈等に疑義が生じた事項については、速やかに発注者と協議し、その指示を受けるものとする。